

知ってる？ わかやま結婚子育て応援企業同盟



②





④



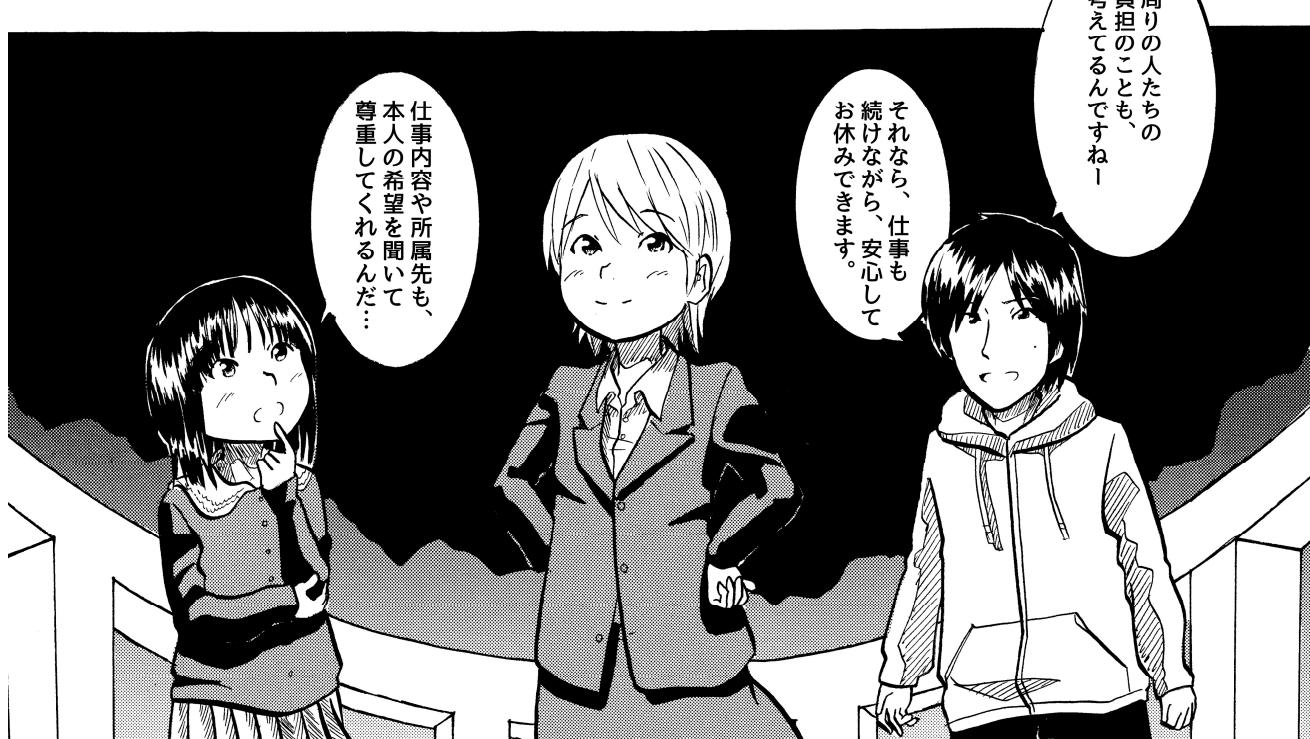
1. 「結婚や子育てをしようとする社員が、安心して充実した結婚・子育て生活が送れる企業である」ことを宣言する
2. 育児・介護休業法の制度を就業規則に明記するとともに、全社員に対して、理解を深める研修等を定期的に実施している





3.結婚や子育てをしやすい職場環境を整え、全社員に周知している。

- ①育児休業等を取得する社員の仕事が、他の社員の過大な負担とならないよう、仕事の分担や人員配置の変更を行う環境を整えていること。
- ②育児休業から仕事に復帰する際は、面談を行い、仕事内容や配属先など本人の希望を聞き、尊重すること。
- ③育児休業の取得や仕事復帰への不安、職場でのハラスメントなどを安心して相談できる窓口を設置していること。
- ④結婚により配属先の配慮が必要になった場合は、本人の希望を聞き、尊重すること。



⑥



